

<一般委託>

(「屋外清掃」「建物清掃」「有人警備」「剪定・樹木伐採」用)

馬門山墓地樹木剪定業務委託(一般委託)仕様書

馬門山墓地樹木剪定業務委託に基づく内容は、本仕様書の定めるところによる。

1	目的	馬門山墓地内の樹木の剪定
2	履行期間	契約日から平成30年11月30日
3	施行場所	馬門山墓地(横須賀市根岸町1丁目27番地)内の指定場所
4	業務内容	馬門山墓地内の指定場所(地図参照)において、強剪定作業を行う。 また、作業時に発生した廃棄物の集積、運搬、処理を行う。 その他別紙「業務内容内訳書」及び「特記仕様書」のとおり
5	特記事項	—
6	関係法規	—
7	資格要件	—
8	契約方法	総価による業務委託契約(一般委託)
9	支払方法	業務完了後一括払いとする。
10	業務委託成績評定	対象 ・ 非対象
11	現場代理人の配置	必要 ・ 不要
12	その他事項	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物等の処理については「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等に準じた処理を行うこと。 ・業務関係者に業務上の負傷その他事故が発生した場合、その事由のいかんを問わず委託者はその責を負わない。 ・受託者は、業務従事中に、通路等の滅失破損その他委託者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、受託者の責に帰することのできない事由のときはこの限りでない。この場合、ただちに受託者は、委託者にその旨を報告しなければならない。 ・業務にあたっては、通行者、近隣住民等に迷惑のかからないよう十分注意し、また、業務の遂行にあたっては安全を期すること。 ・その他この仕様書に定めのない事項及び疑義を生じた場合は、別途協議するものとする。
13	監督員 連絡先	健康部健康総務課 長倉 電話:046-824-7561

<指示又は希望事項>

グリーン 物品購入 及び 環境配慮 関係	<p>・この業務を施行するにあたって、仕様書でグリーン物品購入の指示がある場合は、横須賀市グリーン購入基本方針及び調達方針に基づく環境物品等を納入すること。また、仕様書で特に指示がない場合で委託代金に物品等の購入経費が含まれている場合は、できるだけこの方針に基づく環境物品等の調達をお願いします。 (上記方針については、本市のホームページ「よこすかのグリーン購入」参照)</p> <p>・本市は、独自の環境マネジメントシステム(YES)により事務事業の環境負荷低減に努めているので、受託者においてもできる限り環境に配慮して業務を執行するようお願いします。</p>
----------------------------------	---

業務内容内訳書 (別紙)

1 馬門山墓地

	業務内容	場 所	説 明		数 量	
H30-1	法面越境樹木枝下し 近隣支障樹木 強剪定 枯損木処理、発生樹木・枝ごみ運搬処分	その他2エリア	高木強剪定 吊るし切り	C=20cm~60cm内外	5	本
				C=60cm~120cm内外	7	本
				C=120cm~130cm内外	2	本
				C=200cm以上	1	本
			人肩小運搬			
			処分費			
H30-2	法面越境樹木枝下し 近隣支障樹木 強剪定 枯損木処理、発生樹木・枝ごみ運搬処分	その他1エリア	高木強剪定 吊るし切り	C=30cm~90cm	4	本
			人肩小運搬			
			処分費			
H31-2	法面越境樹木枝下し 近隣支障樹木 強剪定及び蔓除去 発生樹木・枝ごみ運搬処分	C地区	高木強剪定 吊るし切り (コナラ)	C=120cm~150cm内外	3	本
			人肩小運搬			
			処分費			

馬門山墓地樹木剪定業務委託特記仕様書

1 目的

馬門山墓地内の樹木等を良好な状態に維持できるよう、樹木等の剪定を行うことを目的とする。

2 施工場所

馬門山墓地（横須賀市根岸町1丁目27番地）

3 履行期間

契約日から平成30年11月30日

4 一般事項

- (1) 受託者は本仕様書に基づき、監督員の指示に従って、業務内容を速やかに履行すること。
- (2) 業務実施に当たっては、業務の適正な履行に最大限努めること。
- (3) 樹木剪定業務が及ぼす影響の大きさを十分認識し、特に生き物としての植物に対する細心の注意と愛情を持って業務に取り組むこと。
- (4) 業務作業時には、墓地利用者や通行者、近隣住民等に迷惑のかからないよう、安全に十分注意し、怪我・損傷等を生じた場合には受託者の責任において処置すると共に直ちに監督員に報告すること。
なお、墓石・通路などにも配慮し、その機能及び利用等に支障をきたす恐れのないよう、十分注意して万全の策を講ずること。
- (5) 受託者は業務完了後、速やかに完了届及び業務写真・報告書等を監督員に提出すること。
- (6) 廃棄物等の処理については「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等に準じた処理を行うこと。
- (7) 本業務には、業務に必要な作業区域内における発生物の収集、片付け、小運搬等が含まれている。
- (8) 業務関係者に業務上の負傷その他事故が発生した場合、その事由のいかんを問わず委託者はその責を負わない。
- (9) 受託者は、業務従事中に、通路等の滅失破損その他委託者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、受託者の責に帰することのできない事由のときはこの限りでない。この場合、ただちに受託者は、委託者にその旨を報告しなければならない。
- (10) 樹木剪定時に用いる機械器具及び消耗品等は、すべて受託者の負担とする。

- (11) 本仕様書に定める事項について、疑義が生じた場合及び定めのない事項が生じた場合には、別途協議するものとする。

5 業務内容

仕様書参照

6 業務仕様

- (1) 剪定で発生した雑草や枝等は細かく裁断して、その日のうちに処理場に運び込むこと。やむなく処理できない場合には、墓地利用者の妨げとならない場所に一時仮置きし、その際、草などが飛散しないようシート等で覆っておくこと。
- (2) 法面での作業は、表土の崩落を防ぐため、地際より多少残して刈り取ること。なお、周辺の樹木等を傷つけないよう十分注意すること。
- (3) 急傾斜地での作業は、十分に安全に配慮し、急傾斜地下の住宅等に迷惑とならないよう、場合によってはお知らせの配布などを行うこと。
- (4) 作業終了後は、作業区域内の清掃を行い、発生材等ごみがないようにすること。

7 その他

- (1) 受託者は、本委託を一括して他人に請け負わせてはならない。
- (2) 本仕様書に明示なき事項であっても、業務遂行上必要な事項及び受託者の瑕疵事項については、受託者の負担により処理すること。

馬門山墓地 剪定場所位置図

